
参考資料目次

- 1 合併協定書（抄）（平成12年9月5日）…………… 参考 1

- 2 さいたま市本庁舎整備審議会…………… 参考 2
 - （1）本庁舎の整備に関し必要な事項について（諮問）（平成24年12月19日）…………… 参考 2
 - （2）さいたま市本庁舎整備審議会の経過（平成24年度～平成29年度 計21回）…………… 参考 3
 - （3）さいたま市本庁舎整備審議会委員名簿 …………… 参考 4
 - （4）さいたま市本庁舎整備審議会 答申（平成30年5月）…………… 参考 6

- 3 本庁舎現況調査業務の結果について（令和2年9月定例会委員会報告資料）…………… 参考 12

- 4 本庁舎整備検討調査報告書（令和元年12月定例会委員会報告資料）…………… 参考 13

- 5 新庁舎の整備場所に係る検討（令和3年2月本庁舎整備等に係る基本的な考え方）…………… 参考 14

- 6 市民参加の取組…………… 参考 16

1 合併協定書（抄）

（平成12年9月5日 浦和市・大宮市・与野市）

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。

また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。

- (2) 将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。

- (3) 将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。

また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。

2 さいたま市本庁舎整備審議会

(1) 本庁舎の整備に関し必要な事項について（諮問）

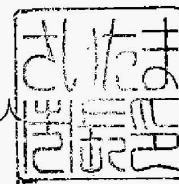
（平成 24 年 12 月 19 日）



政 政 企 第 2 7 4 6 号
平 成 2 4 年 1 2 月 1 9 日

さいたま市本庁舎整備審議会会長 様

さいたま市長 清 水 勇 人



本庁舎の整備に関し必要な事項について（諮問）

このことについて、さいたま市本庁舎整備審議会条例第 1 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

本庁舎の整備に関し必要となる事項について

2 諮問理由

本市は、平成 13 年 5 月 1 日に、浦和市、大宮市及び与野市の 3 市が合併し、誕生しました。その後、平成 15 年の政令指定都市への移行、平成 17 年の岩槻市との合併を経て、現在に至っております。

本庁舎のあり方につきましては、平成 12 年 9 月 5 日に、知事、合併協議会会長、3 市の議員代表等の立会いのもとで、当時の 3 市の市長が調印した市町村の合併に関する最も重要な文書である合併協定書の趣旨を踏まえ、平成 14 年度から庁内検討会議での検討を開始し、平成 20 年度には、さいたま市庁舎整備検討委員会を設置し、各界各層から幅広く意見を聴取してまいりました。

しかしながら、本庁舎のあり方につきましては、さいたま市誕生から 10 年を経過した現在におきましても、未だ残された重要な課題となっております。

そこで、次の段階として、本庁舎の整備に関し、基本的な考え方、機能、規模、位置、整備の進め方その他の必要となる事項について諮問するものです。

(2) さいたま市本庁舎整備審議会の経過

(平成 24 年度～平成 29 年度 計 21 回)

回数	開催年月日	議題
第 1 回	平成 24 年 12 月 19 日	1 これまでの検討の経緯等について 2 審議会の進め方について
第 2 回	平成 25 年 1 月 29 日	1 現本庁舎の現状と課題等
第 3 回	3 月 18 日	前提条件の整理 (その 2) 1 さいたま市の都市構造について 2 本庁と区役所等との関係について 3 類似都市との比較について
第 4 回	7 月 31 日	1 前回までの審議について 2 前提条件の整理 (その 3)
第 5 回	10 月 30 日	1 基本的な考え方
第 6 回	12 月 25 日	1 基本的な考え方 (その 2)
第 7 回	平成 26 年 3 月 27 日	1 基本的な考え方及び機能 (その 1)
第 8 回	6 月 5 日	1 基本的な考え方及び機能 (その 2)
第 9 回	10 月 31 日	1 基本的な考え方及び機能 (その 3)
第 10 回	平成 27 年 3 月 26 日	1 中間整理 (基本的な考え方及び機能)
第 11 回	7 月 29 日	1 中間整理 (基本的な考え方及び機能)
第 12 回	11 月 10 日	先進事例視察 (豊島区役所)
第 13 回	平成 28 年 1 月 28 日	1 中間整理 (基本的な考え方及び機能) 2 今後の進め方
第 14 回	3 月 28 日	1 中間整理 (基本的な考え方及び機能) [報告] 2 規模
第 15 回	7 月 8 日	1 規模
第 16 回	10 月 6 日	1 規模
第 17 回	平成 29 年 1 月 20 日	1 規模 2 位置
第 18 回	7 月 20 日	1 位置
第 19 回	10 月 3 日	1 位置 2 整備の進め方
第 20 回	平成 30 年 1 月 31 日	1 整備の進め方
第 21 回	3 月 22 日	1 答申案のまとめ

(3) さいたま市本庁舎整備審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・職	役職
学識経験を有する者	稲垣 景子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 特別研究教員	
	大森 宣暁	宇都宮大学地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科 教授	
	小川 秀樹	株式会社 埼玉新聞社 代表取締役社長	
	齋藤 友之	埼玉大学大学院人文社会科学部研究科 教授	
	作山 康	芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科 教授	職務代理者
	澤井 安男	法政大学大学院公共政策研究科 元客員教授	会長
	吉田 育代	株式会社 日本経済研究所 執行役員 調査本部 上席研究主幹	
関係団体の代表者	鵜沢 勇	さいたま市PTA協議会 相談役	
	久世 晴雅	青少年育成さいたま市民会議 会長	
	佐伯 鋼兵	さいたま商工会議所 会頭	
	佐藤 公則	公益社団法人 埼玉中央青年会議所 理事長	
	佐藤 美也子	さいたま市障害者協議会 理事	
	清水 志摩子	公益社団法人 さいたま観光国際協会 会長	
	根本 淑枝	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 副会長	
市民代表者	島田 正次	西区自治会連合会 会長	
	田中 孝之	北区自治会連合会 会長	
	松本 敏雄	大宮区自治会連合会 会長	
	齋藤 英一	見沼区自治会連合会 会長	
	富澤 洋	中央区自治会連合会 会長	
	茂木 武久	桜区自治会連合会 会長	
	藤枝 陽子	浦和区自治会連合会 会長	
	石川 憲次	南区自治会連合会 会長	
	鈴木 甫	緑区自治会連合会 会長	
三次 宣夫	岩槻区自治会連合会 会長		

退任委員（任期・五十音順：敬称略）

積田 優	(公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長)	(平成24年12月～25年 1月)
鈴木 甫	(緑区自治会連合会会長)	(平成24年12月～25年 4月)
磯田 和男	(さいたま市PTA協議会会長)	(平成24年12月～25年 7月)
小原 茂	(浦和区自治会連合会会長)	(平成24年12月～25年 7月)
武井 義一	(桜区自治会連合会会長)	(平成24年12月～25年 7月)
土橋 章次	(西区自治会連合会会長)	(平成24年12月～25年 7月)
中村 みよ子	(中央区自治会連合会会長)	(平成24年12月～25年 7月)
橋本 昭司	(大宮区自治会連合会会長)	(平成24年12月～25年 7月)
厚川 弘毅	(公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長)	(平成25年 1月～26年 3月)
首藤 康夫	(南区自治会連合会会長)	(平成24年12月～26年 6月)
松永 功	(さいたま商工会議所会頭)	(平成24年12月～26年10月)
星野 真一	(公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長)	(平成26年 3月～27年 3月)
浅輪 田鶴子	(さいたま市障害者協議会会長)	(平成24年12月～27年 3月)
伊藤 巖	(北区自治会連合会会長)	(平成24年12月～27年 7月)
押切 勇	(桜区自治会連合会会長)	(平成25年 7月～27年 7月)
篠原 千恵子	(緑区自治会連合会会長)	(平成25年 7月～27年 7月)
島 頼子	(公益社団法人さいたま観光国際協会副会長)	(平成24年12月～27年 7月)
高橋 利夫	(浦和区自治会連合会会長)	(平成25年 7月～27年 7月)
山田 長吉	(見沼区自治会連合会会長)	(平成24年12月～27年 7月)
金子 肇	(公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長)	(平成27年 3月～28年 1月)
吉田 浩士	(公益社団法人埼玉中央青年会議所理事長)	(平成28年 1月～29年 1月)
菅原 麻衣子	(東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科准教授)	(平成24年12月～29年 3月)
新谷 健生	(桜区自治会連合会会長)	(平成27年 7月～29年 7月)
黒岩 清	(西区自治会連合会会長)	(平成25年 7月～29年 7月)
田中 岑夫	(岩槻区自治会連合会会長)	(平成24年12月～29年 7月)
永島 邦夫	(中央区自治会連合会会長)	(平成25年 7月～29年 7月)
星野 孝男	(緑区自治会連合会会長)	(平成27年 7月～29年 7月)
三宅 貫三	(社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会副会長)	(平成24年12月～29年 7月)
柳下 泰夫	(南区自治会連合会会長)	(平成26年 6月～29年 7月)
丸山 正	(公益社団法人埼玉中央青年会議所副理事長)	(平成29年 1月～30年 3月)

(4) さいたま市本庁舎整備審議会 答申（平成30年5月）

平成30年5月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市本庁舎整備審議会

会長 澤 井 安 勇

本庁舎の整備に関し必要な事項について（答申）

さいたま市本庁舎整備審議会は、さいたま市長からの諮問（平成24年12月19日付政政企第2746号「本庁舎の整備に関し必要な事項について」）を受け、本庁舎の整備に関する基本的な考え方、機能、規模、位置、整備の進め方その他必要となる事項について審議してきました。

このたび、本庁舎の整備に関し必要な事項について取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

【答申全文】

はじめに

本審議会では、平成12年9月5日付で旧浦和市・大宮市・与野市における合併協議会において合意された合併協定書、並びに、これまでの「新市庁舎庁内検討会議」及び「さいたま市庁舎整備検討委員会」での協議経過を踏まえつつ、あるべき「本庁舎のあり方」を常に念頭に置きながら、本庁舎の整備に関し必要となる事項について、21回にわたる審議を重ねてきました。

審議経過については、まず、さいたま市及び現庁舎の現状と課題等の前提条件の整理をした上で、「本庁舎のあり方」を方向付ける基本的な考え方及び機能について十分な時間を掛けて審議し、その結果を平成27年度に「中間整理」として取りまとめました。

その後、中間整理の結果を踏まえ、規模、位置、整備の進め方等について、順次審議を進め、最終的な意見を得るに至りました。

5年余にわたり、常に真摯に御審議頂いた委員の皆様をはじめ、関係各位に感謝を申し上げます。

以下、「1. 基本的な考え方及び機能」より、審議会の意見を述べます。

1. 基本的な考え方及び機能

「基本的な考え方及び機能」は、さいたま市の新しい本庁舎のあるべき姿及びその実現に向けて配慮すべき事項を示すものであり、「2. 規模」以下に述べる意見の基調となるものです。

(1) 効果的、効率的に行政運営が行える庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、政令指定都市の市政運営の拠点として、市民に身近なサービスを提供する区役所との役割分担を前提に、必要な機能を検討した上で、それに沿った効果的、効率的に行政運営が行える庁舎とすべきと考えます。

このため、本庁舎に求められる行政事務の遂行のために必要な面積と空間機能を備えるとともに、長期的な視点から将来の変化に柔軟に対応できる庁舎とすることが望まれます。

(2) 防災中枢拠点として災害に対応できる庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、市民の安心・安全を守る防災中枢拠点として、区役所との適切な機能分担のもと、地震などの災害に迅速に対応できる庁舎とすべきと考えます。

【答申全文】

このため、災害応急活動や災害復旧活動を総合的に統括する高い防災機能や、広域的な支援機能を有し、安全に業務が継続できる庁舎とすることが望まれます。

(3) さいたま市の都市づくりの一翼を担う庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、さいたま市が鉄道や高速道路など交通の利便性の高さにより、120万人を超える人口の集積や、業務、商業、行政等様々な都市機能が集積するなど、活力ある東日本の中核都市として更なる発展が期待されていることから、これからのさいたま市の都市づくりの一翼を担う庁舎とすべきと考えます。

このため、各地域の拠点への様々な都市機能の集積と拠点間のネットワークの形成を図っていく中で、市全体及び地域における都市づくりと調和し、また活性化を促す中核的施設にふさわしい庁舎とすることが望まれます。

(4) 長期的な視点から環境にやさしい庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、長期的な視点に立ち、持続可能であり、環境負荷の低減や周辺環境への影響や、その保全にも配慮した、環境にやさしい庁舎とすべきと考えます。

このため、耐久性や費用、最新の技術動向を踏まえた最適な整備を行いライフサイクルを通じた長期的な環境負荷の抑制に幅広い配慮をした庁舎とすることが望まれます。

(5) すべての人が使いやすいユニバーサルデザインを実践する庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、すべての人が使いやすく、働きやすいユニバーサルデザインを実践する庁舎とすべきと考えます。

このため、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず心の優しさと思いやりを感じられるデザインを採用するとともに、安全・安心・快適に本庁舎にアクセスでき、サービスを利用できる庁舎とすることが望まれます。

(6) さいたま市のシンボルとなる庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、さいたま市の歴史や自然、文化など地域特性を生かし、さいたま市らしさを内外に発信するとともに、市民が集まり、*シビックプライドの醸成にも資する、さいたま市のシンボルとなる庁舎とすべきと考えます。

このため、さいたま市らしさを表現するデザインの採用や市の魅力をPRする機能を持つとともに、全市的なイベントの開催に活用できる空間や、来賓に対応できる迎賓機能を有する庁舎とすることが望まれます。

【答申全文】

(7) 多様な主体による協働や市民交流が行われる庁舎

さいたま市の新しい本庁舎は、多様な主体による全市的な協働や市民交流が行われる庁舎とすべきと考えます。

このため、産学官などによる多様な連携と創造の場となる空間と設備を確保するとともに、セキュリティに配慮し、誰もが気軽にいつでも憩うことができ、市民の社会参加や相互交流に利用することができる空間を備えた庁舎とすることが望まれます。

※シビックプライド：都市に対する市民の誇り・愛着

2. 規模

本庁舎の「規模」については、「基本的な考え方及び機能」に対応するものとして、国の基準（国土交通省基準及び旧総務省基準）、他政令指定都市等の事例、現庁舎の実態などを参考に、行政部分（基本スペース並びに市民利用スペース等）と議会部分について算定し、行政部分と議会部分は一体的な配置が望ましいとの考えの下、それぞれの合算面積を全体面積として想定しました。

(1) 行政部分について

行政部分のうち基本スペース（執務室、倉庫、会議室、その他諸室等、駐車場（公用車）、危機管理機能）については、国土交通省基準等を踏まえ、政令指定都市の本庁舎として必要な機能を発揮しうる面積を確保するものとし、34,000㎡程度と想定しました。

また、行政部分のうち、現状では極めて狭隘となっている市民利用スペース（136.5㎡）については、「1. 基本的な考え方及び機能」の「さいたま市のシンボルとなる庁舎」及び「多様な主体による協働や市民交流が行われる庁舎」の条件を反映して、現況を大きく上回る3,000㎡程度と想定しました。

(2) 議会部分について

議会部分については、円滑な議会活動が行える審議スペース、傍聴スペース等を確保するものとし、旧総務省基準から3,000㎡程度と想定しました。

(3) 全体規模について

以上のことから、本庁舎の全体規模（現況32,000㎡程度）について、行政部分37,000㎡程度、議会部分3,000㎡程度、合計40,000㎡程度と想定しました。

なお、この規模は、現在想定しうる範囲に限られており、今後の社会経済状況や建築技術の進展、立地条件等を踏まえ、建設段階までに、市において必要に応じ加減されるべき性格のものと考えます。

【答申全文】

3. 位置

本庁舎の「位置」については、「基本的な考え方及び機能」から、都市づくりとの整合性、防災性、人や情報の集積性、交通利便性、国・県等の関係機関との近接性、シンボル性などの視点から多角的な検討を行いました。

(1) 位置についての基本的視点について

まず、さいたま市の都市づくりの方向性と整合させるためには、本庁舎の立地は、さいたま市の将来都市構造の中で、高度で広域的な都市機能が集積し、広域的な都市活動や市民生活の拠点となる「都心」が相応しいと考えました。

次に、防災拠点の機能を果たすためには、災害リスクが比較的少ない台地上で、緊急輸送道路に近接していることが相応しいと考えました。

また、官公庁など他の施設との機能分担や連携を図るためには、人や情報、施設が集積する場所、交通利便性の高い場所が相応しいと考えました。

なお、交通利便性の高い場所については、単に鉄道や道路が整備されているということだけでなく、多様な市民の利便性確保という視点から、最寄り駅からの徒歩によるアクセス性、併せて国・県等の関係機関の近接性や人口重心との関係についても考慮しました。

さらに、シビックプライド醸成のためにも、シンボル性がある場所が相応しいと考えました。

(2) 候補地区の設定

上記の観点から、『浦和駅周辺地区』及び『大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区』の2つの「都心」に含まれる「浦和駅」、「大宮駅」及び「さいたま新都心駅」から都市計画上の一般的な徒歩圏である半径800mのエリアをそれぞれ本庁舎の候補地区として設定し、(1)の諸条件について比較検討を行いました。

(3) 位置について

3地区について比較検討を行った結果、総合的にみて、「さいたま新都心駅周辺（半径800m圏内）」が最も望ましいと考えます。

【答申全文】

4. 整備の進め方

新しい本庁舎の整備を進めるに当たっては、次の各事項について十分配慮されるべきものと考えます。

- ① 社会経済情勢を注視し、財政負担軽減の観点から市の財政状況や公共施設マネジメント計画などにも十分配慮しつつ、市民の理解が得られるよう周知に努めること。
- ② 最終的な建設時期及び建設場所に応じ、現時点ではその具体的な内容を確定することが難しい諸要素を考慮し、時代に即し、かつ周辺都市整備との整合を含め当該立地に適した整備となるよう民間活力の活用など、多様な整備手法を検討すること。
また、状況変化に応じた弾力的な空間活用が可能となるよう配慮すること。
- ③ 土地の確保に当たっては、公有財産の活用、定期借地権の設定や土地の等価交換など様々な選択肢を検討すること。
- ④ 長期的な視点を持ち、メンテナンスや維持管理のしやすさを考慮すること。
- ⑤ 最寄り駅からのアクセス性の向上に常に配慮すること。

おわりに

さいたま市本庁舎の整備については、さいたま市誕生から17年を経過した現在においても未だ残された重要課題であることに鑑み、市においては、本答申を受けて、スピード感を持って本庁舎の整備方針の検討等に取り組まれることを望みます。また、耐震補強工事を進めている現庁舎についても、今後、その利活用の方法などが十分検討されるよう望みます。

(以上)